○高知県警察術科訓練規程

平成26年３月17日
高知県警察本部訓令第10号
改正　平成27年３月26日高知県警察本部訓令第９号
平成29年４月21日高知県警察本部訓令第20号
平成30年３月30日高知県警察本部訓令第６号
平成31年３月27日高知県警察本部訓令第11号
令和３年３月25日高知県警察本部訓令第４号
令和７年３月18日高知県警察本部訓令第５号
警察本部
警察署

高知県警察術科訓練規程を次のように定める。

高知県警察術科訓練規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、職員の旺盛な士気と気力及び体力の錬成並びに警察官の職務遂行の基盤となる術科技能の向上に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において術科とは、総合対処法、逮捕術、拳銃、柔道、剣道、救急法、点検、礼式、教練及び体育をいう。

一部改正〔平成29年本部訓令20号・令和３年４号〕

（術科訓練の義務）

第３条　警察官は、適正かつ効果的に職務を遂行するため、常に心身の鍛練と技能の向上に配意し、術科の錬磨に努めなければならない。

２　一般職員は、能率的に職務を遂行するため、体育の実践に努め、体力の維持向上を図らなければならない。

（総括術科担当部長）

第４条　県本部に総括術科担当部長を置き、警務部長をもって充てる。

２　総括術科担当部長は、術科に関する事務を総括する。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（術科担当部長）

第５条　県本部に、逮捕術、拳銃、柔道及び剣道の術科担当部長（以下「担当部長」という。）を置く。

２　本部長は、生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長を、それぞれ適任であると認める術科の担当部長に指名する。

３　担当部長は、担当する術科に関し次に掲げる事項を任務とする。

(1) 術科訓練の推進に関して警務課長に助言指導を行うこと。
(2) 第16条に規定する指定選手等の編成、育成及び訓練について警務課長、総監督及び監督に助言指導を行うこと。
(3) 指定選手等の士気の高揚を図ること。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・30年６号・31年11号・令和３年４号・７年５号〕

（訓練責任者）

第６条　所属に訓練責任者を置き、所属長をもって充てる。

２　訓練責任者は、所属における術科訓練を計画的かつ効果的に推進しなければならない。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（訓練推進責任者）

第７条　所属に訓練推進責任者を置き、次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）又は副署長をもって充てる。

２　訓練推進責任者は、訓練責任者を補佐するとともに、第12条に規定する指針に基づき術科訓練の計画を定め、実効のある訓練を推進しなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・令和３年４号〕

（術科特別指導員）

第７条の２　署その他本部長が必要と認める所属（署及び警務課を除く。）に、警務課を兼務する術科特別指導員を置く。

２　術科特別指導員及び当該術科特別指導員が担当する術科は、本部長が指定するものとする。

３　本部長は、前項の指定をしたときは、当該術科特別指導員の所属の長にその旨を通知するものとする。

４　術科特別指導員は、総括術科担当部長及び訓練責任者の指揮を受け、術科訓練の指導及び術科指導者に対する助言又は指導を行うものとする。

５　術科特別指導員は、次に掲げる事項に留意し、術科訓練の指導をしなければならない。
(1) 術科訓練を受ける者の技能の程度を把握し、合理的な訓練を実施すること。
(2) 術科訓練の目的に応じた講義又は実技訓練を行うとともに、資機材を利用する等効果的な指導を行うこと。
(3) 術科訓練による事故の防止を図るため、必要な措置を講ずること。

追加〔平成27年本部訓令９号〕、一部改正〔平成29年本部訓令20号・31年11号・令和３年４号・７年５号〕

（術科指導者）

第８条　次の表の左欄に掲げる所属に、それぞれ同表の中欄に掲げる種目ごとの術科指導者を置く。

所属	術科の種目	担当所属
警務課	総合対処法、逮捕術、拳銃、柔道、剣道、救急法、点検、礼式、教練及び体育	全所属
警察学校	総合対処法、逮捕術、拳銃、柔道、剣道、救急法、点検、礼式、教練及び体育	自所属
交機隊 高速隊 機動隊 署	総合対処法、逮捕術、拳銃、柔道、剣道	

２　術科指導者は、訓練責任者の推薦に基づき、本部長が指定するものとする。

３　本部長は、前項の指定をしたときは、訓練責任者にその旨を通知するものとする。

４　術科指導者は、前条第５項各号に掲げる事項に留意し、第１項の表の右欄に掲げる担当所属において当該担当所属の訓練責任者の指揮を受け、術科訓練の指導をしなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・29年20号・31年11号・令和３年４号・７年５号〕

（術科準指導者）

第９条　本部長は、必要に応じて、署に逮捕術、柔道又は剣道の術科準指導者を置く。

２　術科準指導者は、訓練責任者の推薦に基づき、本部長が指定するものとする。

３　本部長は、前項の指定をしたときは、当該術科準指導者の所属の訓練責任者にその旨を通知するものとする。

４　術科準指導者は、術科指導者を補佐しなければならない。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（術科指導者等の育成）

第10条　警務課長は、術科指導者及び術科準指導者（以下「術科指導者等」という。）に対し、術科訓練の指導に必要な知識及び技能の修得並びに術科技能の向上を図るための専科、講習会等を実施し、術科指導者等の計画的な育成に努めるものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・31年11号・令和７年５号〕

（人材育成室長、術科指導室長、上席師範、師範及び教師による指導等）

第11条　人材育成室長、術科指導室長、上席師範、師範及び教師（次項において「指導室長等」という。）は、県警察における術科訓練の指導者として、術科指導者等の指導育成及び職員の指導に当たるものとする。

２　指導室長等は、県警察における術科訓練の実施状況を常に把握するとともに、術科訓練の実施又は安全管理上必要であると認めるときは、訓練責任者に対して必要な助言等を行うものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令６号・令和７年５号〕

（術科訓練の指針）

第12条　本部長は、毎年度当初に術科訓練の実施に関する指針を示すものとする。

（術科訓練の種別）

第13条　術科訓練は、次の各号に掲げる種別とし、それぞれ当該各号に定める基準により実施する。

(1) 常時訓練　所属の実情に応じ、就業時、朝礼時等において機会があるごとに継続的に実施する。

(2) 定期訓練　毎週１回以上、特定の曜日を指定して実施する。

(3) 特別訓練　毎年１回以上、１回につき５日間以上の期間を指定して実施する。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（術科競技会の開催）

第14条　本部長は、術科訓練の推進と術科技能の向上を図るため、逮捕術、拳銃、柔道及び剣道の術科競技会を原則として毎年１回以上開催するものとする。

２　術科競技会の実施要領は、その都度本部長が定めるものとする。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（巡回指導）

第15条　警務課長は、術科訓練を適正かつ効果的に推進するため、人材育成室長、術科指導室長又は警務課の上席師範、師範若しくは術科教養の担当者を巡回指導の指導員として派遣するものとする。

２　警務課長は、巡回指導を行うため必要であると認めるときは、第７条の２に規定する術科特別指導員又は次条に規定する指定選手等を補助者として派遣す

ることができる。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・30年６号・31年11号・令和７年５号〕

（指定選手等の指定）

第16条　逮捕術、拳銃、柔道及び剣道については、それぞれの種目ごとに総監督、監督、コーチ及び指定選手（以下「指定選手等」という。）を指定して強化訓練を行うものとする。

２　指定選手等は、警務課長の推薦に基づき、その都度本部長が指定する。

３　本部長は、前項の指定をしたときは、当該指定選手等の所属の長にその旨を通知するものとする。

４　指定選手等については、警務課兼務とする。

一部改正〔平成27年本部訓令９号・29年20号・30年６号・31年11号・令和３年４号・７年５号〕

（主将等の指名）

第17条　担当部長は、担当する術科の指定選手の中から主将及び副主将（以下「主将等」という。）を指名することができる。

２　担当部長は、前項の指名をしたときは、当該主将等にその旨を通知するものとする。

一部改正〔令和３年本部訓令４号〕

（強化訓練計画）

第18条　本部長は、指定選手の強化訓練に関する年間訓練計画を策定する。

２　警務課長は、前項の年間訓練計画に基づき月間訓練計画を策定し、関係所属長に示すものとする。

３　所属長は、所属の指定選手等を強化訓練及び大会へ参加させなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令９号〕、旧19条を繰上〔平成29年本部訓令20号〕、一部改正〔平成31年本部訓令11号・令和７年５号〕

（部外大会等への派遣）

第19条　本部長は、術科の振興又は指定選手等の術科技能向上のため必要であると認めるときは、部外競技団体が主催する大会、講習会、強化練習等へ指定選手等を公務として派遣することができる。

旧20条を繰上〔平成29年本部訓令20号〕

（指定選手等に関する事務）

第20条　指定選手等に関する事務は、警務課において処理する。

一部改正〔平成27年本部訓令９号〕、旧21条を繰上〔平成29年本部訓令20号〕、一部改正〔平成31年本部訓令11号・令和７年５号〕

（委任）

第21条　この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

旧22条を繰上〔平成29年本部訓令20号〕

附　則

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月26日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月21日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成29年４月21日から施行する。

附　則（平成30年３月30日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月27日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月25日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月18日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。